

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和3年度の被保険者証等の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります（水色 → 黄緑色）

現在、ご使用の「水色」の保険証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい「黄緑色」の保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら8月1日から差し替えてご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、新冠町保健福祉課後期高齢者医療係までお申し出ください。

新しい保険証は「黄緑色」です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 ○○年 7月31日 交付年月日 ○○年 7月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 険 者	住所 広域市連合長1丁目
	氏名 広域 太郎 男
	生年月日 昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	昭和20年 4月 1日
発行期日	昭和20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印 (朱)

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証） 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄色 → 橙色）

現在、ご使用の「黄色」の減額認定証及び限度証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に「橙色」の新しい減額認定証及び限度証を郵送しますので、8月1日から差し替えてご使用ください。

新たに必要となる方は、以下の交付要件に該当することをご確認の上、新冠町保健福祉課後期高齢者医療係へ申請してください。

※有効期限は保険証と同じで、令和4年7月31日です。

新しい減額認定証 及び 限度証は「橙色」です

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○ 老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療被保険者証・標準負担額減額認定証	
有効期限 ○○年 7月31日 交付年月日 ○○年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	○○年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
減額入額 数当年月日	○○年 8月 1日 390110000
保険者番号並びに保険者の名称及び印	北海道後期高齢者医療広域連合 公印 (朱)

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯の被保険者の方

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 ○○年 7月31日 交付年月日 ○○年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合長1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	○○年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	北海道後期高齢者医療広域連合 公印 (朱)

＜お問い合わせ先＞

北海道後期高齢者広域連合 【住所】〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 【電話】011-290-5601	お住まいの市町村 【住所】〒059-2492 新冠町字北星町3番地の2 保健福祉課後期高齢者医療係 【電話】0146-47-2113
---	---

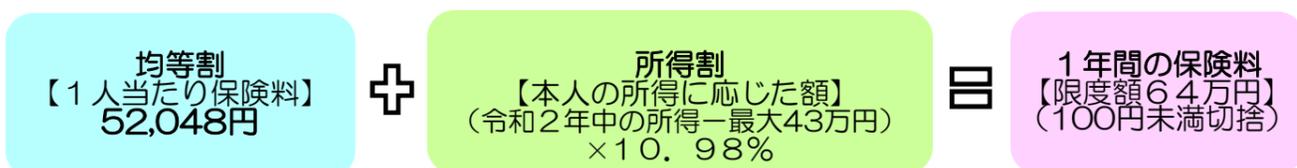
※裏面は保険料のお支払いについて

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和3年度の保険料のお支払いについて ～

■ 7月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料につきましては、7月に郵送でお知らせします。
 <<保険料の計算方法>>



- 1年間の保険料の上限額は、令和3年度は64万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、新冠町保健福祉課後期高齢者医療係へご相談ください。
 災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望の方は、新冠町保健福祉課後期高齢者医療係へお申し出ください。
 (お申込みに必要なもの：ご本人の保険証、お支払いする口座の預金通帳、お届け印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
 (年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

<お問い合わせ先>

北海道後期高齢者広域連合
 【住所】〒060-0062
 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
 【電話】011-290-5601

お住まいの市町村
 【住所】〒059-2492
 新冠町字北星町3番地の2 保健福祉課後期高齢者医療係
 【電話】0146-47-2113

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減(年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和3年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。
 ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

(52,048円 → 26,024円)

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。